

令和 5 年 1 0 月 1 8 日  
環境清掃部温暖化対策課

## 「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」に係る 環境影響評価書案に対する区長意見について

### 1 概要

東京都環境影響評価条例第 54 条により準用する第 19 条第 1 項の規定による環境保全の見地から、東京都知事より「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価書案について、区長意見の照会があった。

区長意見につき、江東区環境審議会からの答申を踏まえ、東京都知事へ提出した。

### 2 環境影響評価書案の名称

環境影響評価書案「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」

### 3 事業者

名 称：東京地下鉄株式会社  
代表者：代表取締役社長 山村 明義  
所在地：東京都台東区東上野三丁目 19 番 6 号

### 4 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称：東京都  
代表者：東京都知事 小池 百合子  
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

### 5 事業概要

本事業は、都市高速鉄道第 8 号線（東京メトロ有楽町線）として、現在供用されている豊洲駅の江東区豊洲三丁目から、住吉駅の江東区住吉二丁目までの延長約 5.2 km の区間に都市高速鉄道を建設するものである。

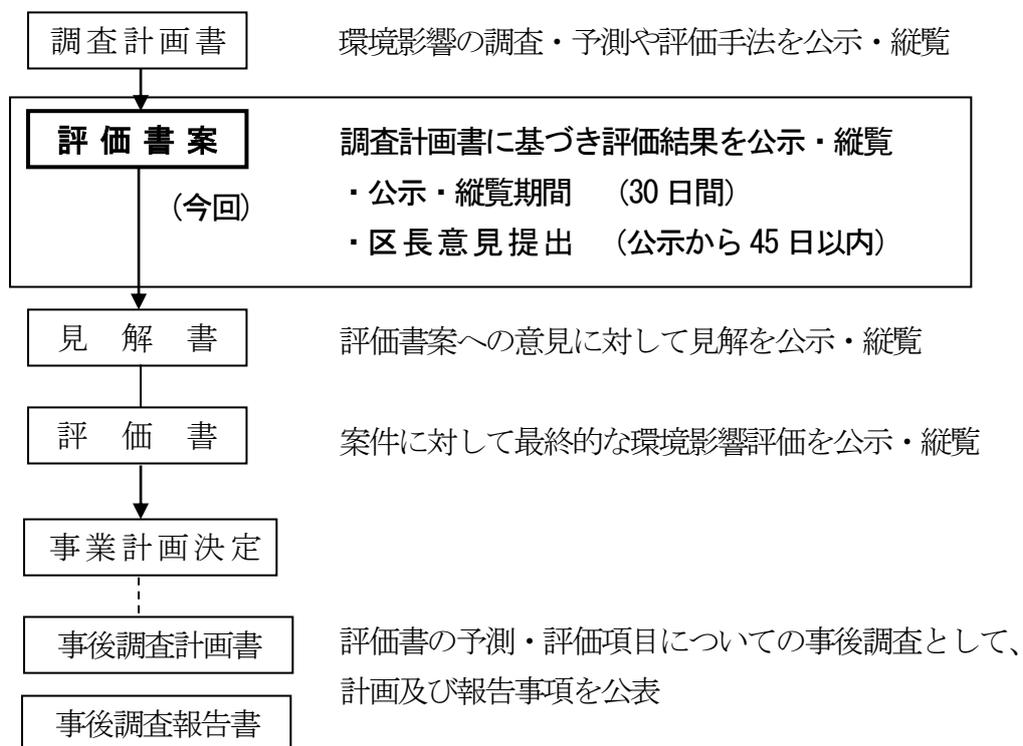
項 目	内 容		
対 象 事 業	都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業		
事 業 の 種 類	鉄道の建設		
区 間	江東区豊洲三丁目から江東区住吉二丁目まで		
延 長	約 5.2 km (内、トンネル建設区間約 4.8 km、豊洲駅改良区間約 0.2 km)		
単・複線 の 別	複線		
軌 間	1,067 mm	車 両	10 両編成 (20m/両)
軌 条	60 kg/m	工事予定期間	約 10 年



## 6 区長意見提出にかかるスケジュール

令和5年6月 2日	東京都知事から江東区長へ意見照会（8月7日↗）
6月 6日	江東区長から環境審議会へ諮問
6月 6日	環境審議会から専門委員会へ付託 専門委員会委員長 奥 真美（環境法学） 委員 芦谷 典子（環境と経済） 長谷川 猛（水質分野、廃棄物分野） 村上 公哉（都市環境ほか）
6月11日	区報掲載（縦覧、意見書の提出、説明会の開催）
6月22日	環境影響評価書案の公示及び縦覧開始（区役所ほか） 7月21日縦覧終了
7月25日	専門委員会から環境審議会へ回答
7月26日	環境審議会から江東区長へ答申
8月 4日	江東区長から東京都知事へ意見提出

## 7 環境影響評価手続きの流れ



## 8 環境影響評価書案に対する区長意見

環境影響評価 の項目	意見
全般事項	<p>① (p41) 環境保全に関する計画等に配慮した事項(江東区)について、表6.4-1(5)の江東区長期計画に配慮した事項として、「開削工法で工事を行う箇所は、幹線道路の地下空間・・・」としているが、開削予定範囲には道路のみならず、教育施設や民地も含まれるため、土地利用の状況を踏まえ、適切かつ十分な配慮をすること。</p> <p>② (p99) 8.1.3 環境保全のための措置について、本事業は10年間と長期に渡る大規模工事であり、区道等の交通渋滞及び交通安全の対策が必要とされる。そのため、工事用車両の出入口への交通整理員の配置や、市街地での待機及び違法駐車禁止の徹底を行うこと等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないような措置を講ずること。また、交通安全確保に向けた措置を講ずることを、(1)工事の施工中「イ 予測に反映しなかった措置」に追加すること。</p> <p>③ 区として公園の改修工事の場所や予定を検討するため、8号線事業に伴い公園や河川に影響がある場合は、早めに河川公園課に相談すること。</p> <p>④ 工事に伴う環境影響に関する近隣住民からの苦情等には、近隣住民に分かり易いよう窓口を明確にし、解決に向け真摯に対応すること。</p> <p>⑤ 工事終了後に、列車走行や換気施設等について、近隣住民から環境影響に関しての苦情があった際は、解決に向け真摯に対応すること。</p>
騒音・振動	<p>① (p2) 建設機械の稼働に伴う建設作業音の予測値は、敷地境界上において騒音が68~84dBとなっているが、今般の工事において豊洲小学校の敷地内において開削工事を行う予定とされている。学校における騒音については「学校環境衛生基準」の教室等の環境に係る学校環境衛生基準として騒音レベルは「教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときはLAeq50dB(デシベル)以下、窓を開けているときはLAeq55dB以下であることが望ましい」とされていることから、この範囲に収まるよう更なる対策を講ずること。振動については、基準はないが、学校の教育環境としては静謐な環境が求められることから、可能な限り少なくする対策を講ずること。また、開削工法となる豊洲小学校(豊洲幼稚園)、深川第五中学校付近では、振動騒音、粉塵、工事車両の滞留などが教育環境へ悪影響を及ぼさないように対策を徹底すること。</p> <p>② (p34, p35, p47) 表6.3.1-8において、(仮称)枝川駅付近の工事用車両の主な走行ルートを都道319号(三ツ目通り)として、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動について環境影響評価の項目として選定しないとの結論を出している。しかし、資料編p3図1.1.2-2をみると、(仮称)枝</p>

	<p>川駅付近は他4駅とは異なり、特別区道沿いに開削予定範囲およびシールド発進部を計画していることから、主な走行ルートを特別区道江144号と想定する方が事業の実施に伴う騒音、振動が日常生活に及ぼす影響をより正確に把握することができる。現況交通量は、都道319号（三ツ目通り）の30,820台/日に対し、特別区道江144号は区交通量調査（H11年）によれば4,447台/日であり、都道319号の約1/7である。このため、最大380台/日の工事用車両が特定の時間帯に集中する場合は、特別区道江144号の全交通量に占める割合は、決して小さくはない。また、歩道幅員は都道319号線が概ね6m程度であるのに対し、特別区道江144号線は3.3～3.58mと狭い。これらのことから、工事用車両の走行に伴う騒音・振動による影響は、特別区道江144号の場合、現状に比べ大きくなる可能性が有り、歩道による減衰効果も小さいため、工事用車両の運行時間帯に、住民からの苦情が多発することが予想される。</p> <p>以上のような、地域の概況を勘案し、事業の実施に伴う騒音、振動が日常生活に及ぼす影響を適切に把握するため、（仮称）枝川駅付近の工事用車両の主な走行ルートを特別区道江144号とし、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動による時間帯別影響について環境影響評価の項目として選定することが必要である。（H26.3 東京都環境影響評価技術指針（付解説）第3章第3-2-(2)（p50））</p>
<p>土壌汚染</p>	<p>① 工事による掘削や搬出先への移動に伴う土壌については、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。</p> <p>② 油汚染土壌が確認された場合には、「油汚染対策ガイドライン」に従い対策を行うこと。</p>
<p>地盤</p>	
<p>水循環</p>	
<p>史跡・文化財</p>	<p>（p166）表 8.5.1-3（6）事業区間周辺の指定・登録文化財の状況 番号 228 について修正をすること。 種類：誤）区登録→正）区指定 指定・登録年月：誤）平成19年10月→正）平成20年2月</p>
<p>廃棄物</p>	